

資 料 一 覧

- 1 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）
- 2 個人情報取扱特記事項
- 3 施設内容（似島臨海少年自然の家）
- 4 利用状況（似島臨海少年自然の家）
- 5 事業の実施に関すること（似島臨海少年自然の家）
- 6 広島市行政手続条例に係る審査基準（似島臨海少年自然の家）
- 7 指定管理料算定参考資料（似島臨海少年自然の家）
- 8 備品リスト（似島臨海少年自然の家）
- 9 似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画【概要版】
- 10 似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画

広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)

1 目的

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例第6条及び第7条の規定を円滑に運用するため、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が講じる暴力団排除の措置について、その取扱いを定めるものである。

2 定義

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 県公安委員会公表者

暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者をいう。

広島市暴力団排除条例においては、暴力団員及び県公安委員会公表者を「暴力団員等」と定義している。

(4) 暴力団密接関係者

次のいずれかに該当する者をいう。（実際の排除時の認定については、広島県警察本部（以下「警察本部」という。）との個別協議を要する。）

ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）

ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）

エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者（事業者を含む）

オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）

(5) 排除対象者

原則、前記(1)～(4)に該当するものをいう。（ただし、前記(4)の暴力団密接関係者を排除対象者とするかどうか等については、事務事業の内容に応じて判断するものとする。）

(6) 事務事業

原則として本市が実施する全ての事務又は事業をいう。

(7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利する

事務事業を通じて暴力団にとって有益となる行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大

に資することをいう。

3 暴力団排除の基本的な考え方

(1) 排除の対象となる事務事業

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのある事務事業とする。

(2) 排除の根拠となる規程等の整備

排除の対象となる事務事業については、暴力団の排除の根拠となる条例、規則、要綱、要領等を個別に整備し、排除の基準を明確にする。

(3) 排除の方法

排除の対象となる事務事業の相手方が排除対象者である場合、あるいは、事務事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合には、契約、許認可、補助金等の交付、公の施設の指定管理者の指定又は使用の許可等の事務事業において、その相手方としない等必要な措置を講じる。

(4) 排除の例外

事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができる。

ア 事務事業の内容から暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するものとならないもの。

(7) 事務事業の相手方が公益的法人等、公共的団体等、公益事業者など、排除の対象として確認を行う必要のない団体等（後記(5)参照）に限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。

(4) その他、事務事業の内容から暴力団が関与する可能性がないもの。

イ 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、本市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。（食品衛生法に基づく営業許可等）

ウ 排除措置の内容にかかわらず、措置を行うこと自体が、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害すると判断されるもの。（各種奨学金制度、医療費助成等）

エ その他、災害時等緊急を要する場合に排除措置を行うことにより事務事業が遅延し、市民生活に支障をきたすなど、排除措置を行うことが適当でないもの。

(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等

次に掲げる団体等については、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することがないと考えられることから、警察本部への照会等排除の対象としての確認は行わないものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 特殊法人、認可法人、特別民間法人、独立行政法人及び地方独立行政法人

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により地方公共団体が条例で定める公益的法人等

エ 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会、協議会等の団体

オ 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会、青年団等の公共的団体等

カ 電気事業者、ガス事業者等の公益事業者

キ 町内会、自治会等の地縁団体、子ども会、老人会等の特定の目的をもって地域で組織される団体、又はその連合会など、その団体の活動内容等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのない団体

ク その他、本市がその団体の活動内容等を詳細に把握しており、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれがないことが明らかな団体

(6) 国の法令等に基づく排除措置

本市の裁量が及ばない法定受託事務等で、国の法令等に基づき暴力団の排除措置を講じる事務事業については、この事務処理方針によらず、当該法令等により排除措置を講じるものとする。（産業廃棄物処理業からの暴力団排除、暴力団員に対する生活保護の適用等）

4 具体的な作業手順

(1) 関係規程等の整備

各所属において、前記3「暴力団排除の基本的な考え方」に基づき、所管する事務事業に係る規程や関係様式等の改正等の必要性について確認し、必要なものについては下記の手順を参考として規程等の整備を行う。

ア 排除規程（規則、要綱等）の整備

(7) 入札時、許認可等申請時（事前）における排除条項の整備

- 事務事業の相手方から暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者を排除する条項を整備する場合

【規定例1－（1）】

次に掲げる者は〇〇としない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

【規定例1－（2）】

次に掲げる者は〇〇できない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 次のいずれかに該当する者
 - (1) その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び上記2の規定による者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
 - (2) 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者
 - (3) 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をし、しばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 情を知って、上記(1)から(3)までの者を利用している者

(5) 情を知って、上記(1)から(3)までの者に資金等を提供し、又は便宜を供与している者

- 許可・承認等が暴力団の利益になる（又はそのおそれがある）と認められることを排除する条項を整備する場合

【規定例 2】

次のいずれかに該当するときは〇〇する（しない）ことができる。

1 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

(イ) 契約締結後、許認可等決定後（事後）における排除条項の整備

- ・ 契約締結後や許認可等決定後に、暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められた場合に、契約の解除、許認可等の取消や補助金等の返還をさせることができる旨の規定を整備する。
- ・ 事務事業からの排除を逃れるため、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることを隠ぺいするなど、虚偽の申請等を行った場合は取消しや解除、解約等ができる規定を整備する。
- ・ 事業の内容に応じて、違約利息、損害賠償等の規定を追加する。

イ 関係様式等の改正等

暴力団排除のための関係様式等の改正については、次のようなものが考えられることから、必要に応じた改正等を行うものとする。

(7) 警察に照会するための情報の収集等

暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者の該当性について警察に照会を行う場合には、相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」が必要となることから、それらの情報を収集するための申請書等の改正を行う。

- ・ 申請者等が個人の場合は、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」がわかるように申請書等の様式を改正する。
- ・ 申請者等が法人の場合には、必要に応じて、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の「役職名」、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を記入した役員名簿を添付するよう規程等を改正する。
- ・ 法人以外の団体等の申請の場合も同様とする。
- ・ 警察等に照会する旨を申請書等に記載し、相手方の同意を得る。

【記載例】

〇〇を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。

【留意点】

申請書等への生年月日の記入は、個人情報の利用目的を明確にしたうえでないとトラブルの元になるおそれがあることから、警察等への照会の同意を得るなど、その利用目的を相手方に周知する必要がある。

(イ) 事前確認欄の整備

申請等を行う際に、申請等を行おうとする者が自ら「不承認事由」を確認することができるよう、申請書等にチェック、署名欄を設ける。

【記載例】

(チェック欄)

- ☐ 暴力団員又は暴力団関係者ではありません。
- ☐ 暴力団の利益になる〇〇ではありません。

署名（自署）

(ウ) 誓約書等の作成

従来申請書に加え、暴力団員等でないこと、暴力団の利益になるものでないことなどの誓約書を新たに作成する。

ウ 警察への規程等の送付

暴力団の排除措置を講じている関係規程等は、市民局市民安全推進課を経由して警察本部に送付する。

また、関係規程等の改正を行った場合も同様とする。

(2) 事務事業の相手方への周知

所管する事務事業について、暴力団排除の根拠となる関係規程等の改正を行った場合は、速やかに改正の趣旨及び改正内容を事務事業の相手方又は相手方になろうとする者に対して周知するよう努めるものとする。

5 具体的な排除方法及び警察本部への照会の基準等

(1)～(5) (略)

(6) 公の施設の使用の許可等に係る事務

ア 排除の対象

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することになる使用（相手方が暴力団員等であることの該当性により判断するのではなく、使用目的や内容で判断する。）

【排除の対象となる使用の例】

1 暴力団の威力誇示や組織維持につながるもの

- 会議室を使用した襲名披露式、出所祝
- 会議室を使用した結婚披露宴（威力誇示や組織維持につながるものに限る）
- ホールを使用した組織拡大に資する講演会

2 暴力団の資金源につながるもの

（施設を使用して得た収益金が暴力団の資金源になるものに限る）

- ホールを使用したコンサート
- 体育館を使用した格闘技大会
- ロビーやギャラリーを使用した倒産品市
- 公園や公共広場等を使用したイベント（露店の出店を含む）

イ 警察本部への確認の基準等

(7) 確認の基準

公の施設の使用等の申請（予約）時の使用目的・内容、相手方の言動等により、排除対象となる使用の疑いがある場合（市民安全推進課と協議し、その必要があると判断した場合に限る）

(イ) 外部からの通報時の処理基準

外部からの情報提供等により、排除対象となる使用である疑いが生じた場合は、市民安全推

進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

- (7) 申請（予約）時の警察本部への確認により排除対象となる使用であると判明した場合は、不許可・不承認とする。（申請と同時に許可を与えるものなど、既に許可等を行っているものについては、許可の取り消し等を行う。）
- (4) 許可等の決定後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により排除対象となる使用であることが判明した場合は、既にした許可等を取り消すとともに、使用料に係る清算等必要な措置を講じる。

エ 申請窓口における周知等

- (7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用を排除するため、「暴力団の利益となる使用は不許可とする。」「使用許可の決定にあたり、警察と協議する場合がある。」ことを申請窓口等で周知するとともに、このことに承諾を得るために「使用申請書」等の様式を見直すものとする。（必要に応じて「利用規約」「利用の手引き」等の改正を行う。）

※ 前記4「具体的な作業手順」の「(1)関係規程等の整備」を参照

- (4) 暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があることから、施設毎の実情を踏まえた対応マニュアルを策定するとともに、定期的な職員研修を実施するものとする。

(7) (略)

6 警察本部への照会等

(略)

7 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表について

(略)

8 収集した情報の適正な管理

暴力団排除に係る相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」の情報の収集、警察本部に対するこれらの情報の提供は、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が必要な措置を講じるためのものであり、それ以外の目的で利用又は提供してはならない。

9 その他

(略)

附 則

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例の施行の日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、平成31年3月20日から施行する。

(別添) (略)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 乙は、本業務に従事している者に対し、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(収集の制限)

第4 乙は、本業務を行うために個人情報を収集するときは、本業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、本業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第8 乙は、本業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で本業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を本協定の期間満了後又は本協定の解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第11 乙は、本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(開示等の求めに応ずる義務)

第12 乙は、その保有する個人情報について、個人情報の本人から開示、訂正又は利用停止を求められた場合は、甲が行う個人情報の取扱いの例により、これに応ずるものとする。

施設内容（似島臨海少年自然の家）

体育棟 （1,939.862 m²）

1階

施設名	設備内容	備考 (m ²)
プレイホール	映写機、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、トランポリン、マット、ピアノ、ファイヤー台、室内トリム	690,604
玄関・ロビー	ウォータークーラー、海洋教室備品、コインロッカー、下足棚（420名）	
所長室	応接セット1	23.648
事務室	所内放送設備、総合防災センター	76.688
保健室	ベッド、薬品戸棚、救急用担架、洗面台	16.816
宿直室	ベッド	13.870
便所	男女各1、多目的トイレ1	106.596
シャワー室	男女各1（男子5基、女子6基）	
警備員室	ベッド、火災報知器副受信器	12.573
電気室		61.763
機械室		61.763
その他	印刷室、倉庫、エレベーター、その他	355.493

2階

施設名	設備内容	備考 (m ²)
研修室	固定黒板、放送設備、スクリーン、長机、椅子60名	155.043
準備室		26.279
放送室、映写室	映写装置、放送装置	26.975
予備室	ベッド、円卓	35.321
便所	男女各1	35.422
その他（ミーティングコーナー、展示ロビー等）	平和学習資料、化石、岩石、貝の標本等の展示	238.008

生活棟 （793.457 m²）

1階

施設名	設備内容	備考 (m ²)
厨房	洗浄機、回転釜、冷凍冷蔵庫(5)、洗米機、自動炊飯器、ガスレンジ、フライヤー、食品切さい機、殺菌庫、芋洗機、食器消毒保管庫、一層シンク(5)、焼物器(2)	76.638
前室		8.225
食品庫		8.349
仕込室、事務室、更衣室、便所		20.943
浴室1	シャワー7、体重計、身長計	20.000
脱衣室1		15.000
浴室2	シャワー9、体重計、身長計	35.000
脱衣室2		21.000
便所	男女各1、多目的トイレ1	30.000
その他	ボイラー室等	184.802

2階

施設名	設備内容	備考 (m ²)
食堂	定員232人、食卓33、椅子232脚、給湯器	286.543
パッケージ室		21.000
その他		65.957

宿泊棟 A棟 (522.929 m²) 定員68名

1階

施設名	設備内容	備考 (m ²)
宿泊室	和室4 (各室8名)	132.000
談話コーナー	長椅子、ウォータークーラー	19.300
リネン室		9.650
洗面所		4.370
便所	男女各1、多目的トイレ1	31.050
その他	倉庫等	67.682

2階

施設名	設備内容	備考 (m ²)
宿泊室	和室4 (各室8名)	132.000
リーダー室	和室1 (4名)、棟内放送設備、金庫、冷蔵庫	28.950
洗面所		25.875
その他		72.052

宿泊棟 B棟 (522.929 m²) 定員68名

1階

施設名	設備内容	備考 (m ²)
宿泊室	和室4 (各室8名)	132.000
談話室コーナー	長椅子、ウォータークーラー	19.300
リネン室		9.650
洗面所		4.370
便所	男女各1、多目的トイレ1	31.050
その他	倉庫等	67.682

2階

施設名	設備内容	備考 (m ²)
宿泊室	和室4 (各室8名)	132.000
リーダー室	和室1 (4名)、棟内放送設備、金庫、冷蔵庫	28.950
洗面所		25.875
その他		72.052

宿泊棟 C棟 (529.835 m²) 定員68名

1階

施設名	設備内容	備考 (m ²)
宿泊室	洋室3 (各室8名)	78.300
研修室	30名	49.050
談話コーナー	ウォータークーラー	19.300
リネン室		9.650
洗面所		4.370
便所	男女各1、多目的トイレ1	31.050
その他		75.560

2階

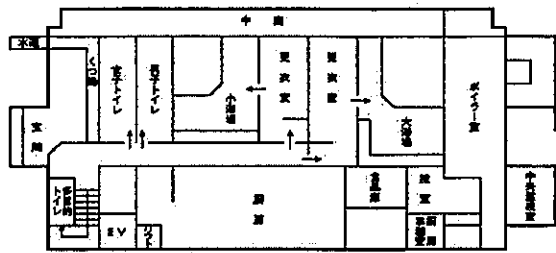
施設名	設備内容	備考 (m ²)
宿泊室	洋室5 (各室8名)	130.500
リーダー室	洋室1 (4名)、棟内放送設備、金庫、冷蔵庫	28.950
洗面所・キッチンスペース	I Hコンロ、冷蔵庫、オープンレンジ、炊飯器	25.875
その他		77.230

海水プール

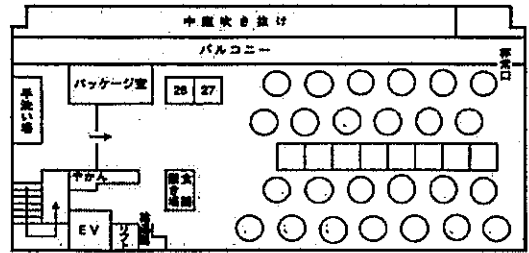
施設名	設備内容	備考 (㎡)
プール本体	海水プール (最小幅 4.5m×周長 125.8m×深さ 1m) 幼児プール (直径 6m×深さ 0.5m) ウォータースライダー (全長 59.59m) 着水プール (深さ 1m)	683.400
プールサイド 足洗い場 シャワーコーナー	パラソル 9 基、簡易テント 1 基 男女各 1 男女各 1、障害者用各 1	1,509.000
玄関、ホール、廊下	下足棚 (男女各 72 名)、コインロッカー ウォータークーラー	85.000
事務室、監視室	プール内放送設備、ベッド、薬品戸棚、洗面台	52.000
便所	男女各 1、多目的トイレ各 1、見学者用トイレ	122.000
男女更衣室	男女各 1、コインロッカー	56.000
その他	スロープ、通路、屋外階段、倉庫、その他	171.000

その他の施設

施設名	設備内容	備考 (㎡)
多目的広場	コンセント、100m×70m、サッカーゴール	7,000
自由広場	30m×20m	600.000
集いの広場	国旗掲揚台、コンセント	
テニスコート	全天候型 2 面	
屋外便所	2	
バンガローテント	固定式 (12 人用) ×10 基	
炊飯場	かまど 20、蛇口 22	
臨時駐車場		279.040
フィールドアスレチック場		
油庫		2.000
プロパン庫		14.000
ファイア場		
展望広場	すべり台	

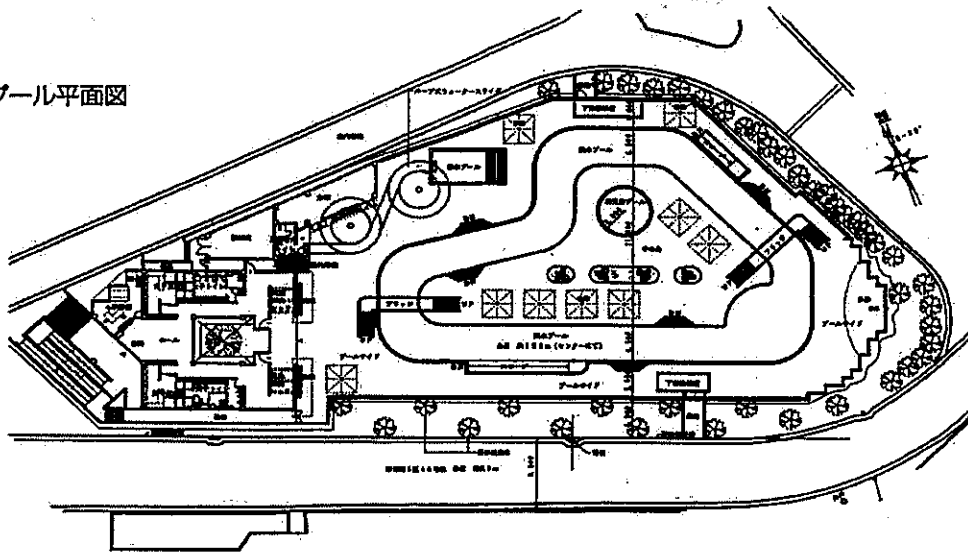


生活棟1階 浴室他

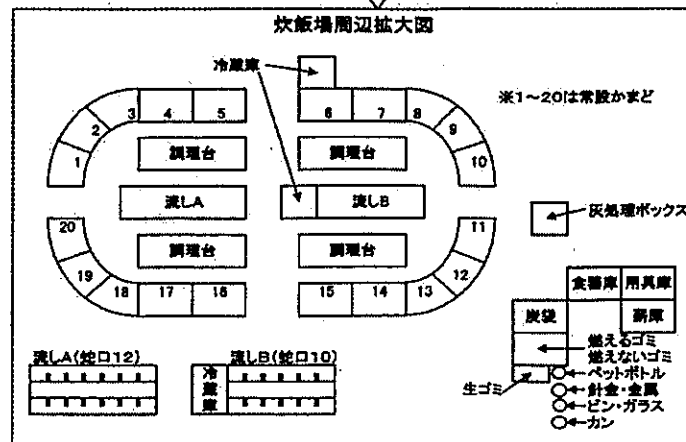
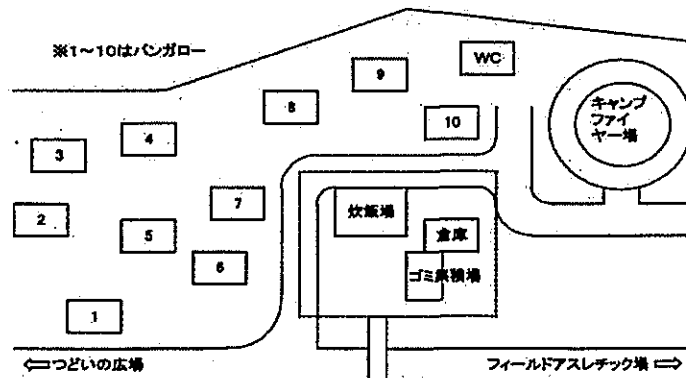


生活棟2階 食堂

海水プール平面図



キャンプ場平面図



利用状況（似島臨海少年自然の家）

利 用 状 況（似島臨海少年自然の家）

■平成30年度

区分				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
宿泊棟	利用者数計（人）			1,830	890	959	955	1,815	1,736	2,185	804	373	398	446	1,163	13,554
	宿泊	減主	催	0	56	64	0	135	0	14	48	36	0	56	0	409
		減免	減免	2	8	9	23	61	8	29	4	6	4	1	6	161
		有料		1,132	381	436	561	912	875	1,342	465	172	195	166	684	7,321
		滞在最終日加算			696	445	450	371	707	853	800	287	159	199	223	473
キャンプ施設	利用者数計（人）			0	392	438	39	580	1,152	174	0	0	0	0	170	2,945
	宿泊	減主	催	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減免	減免	0	3	2	0	1	6	2	0	0	0	0	0	14
		有料		0	193	217	22	391	573	85	0	0	0	0	99	1,580
		滞在最終日加算			0	196	219	17	188	573	87	0	0	0	0	71
日帰り				735	1,224	951	995	1,037	750	1,241	4,474	690	1,645	2,533	1,311	17,586
海水プール				20	75	39	500	1,771	145	7	17	0	0	0	0	2,574
開所日数				27	23	26	30	29	25	27	26	23	23	23	26	308

※7～9月にかけて、7月豪雨災害の影響により、過年度に比べて利用者数が減少している。

36,659

■平成29年度

区分				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
宿泊棟	利用者数計（人）			885	783	1,208	4,026	2,999	1,455	1,235	338	437	664	378	1,160	15,568
	宿泊	減主	0	8	121	74	0	21	0	17	41	0	46	3	331	
		免催	0	9	8	667	94	25	9	0	5	5	2	3	827	
		減免														
		有料	526	427	502	1,662	1,660	697	609	152	191	327	141	737	7,631	
		滞在最終日加算	359	339	577	1,623	1,245	712	617	169	200	332	189	417	6,779	
キャンプ施設	利用者数計（人）			276	378	468	1,296	1,262	1,468	1,152	0	0	0	0	93	6,393
	宿泊	減主	0	0	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	45	
		免催	0	1	1	7	0	10	9	0	0	0	0	0	28	
		減免														
		有料	138	215	233	596	733	724	567	0	0	0	62	3,268		
		滞在最終日加算	138	162	234	648	529	734	576	0	0	0	31	3,052		
日帰り				830	709	958	2,909	1,377	1,601	808	5,170	942	972	2,301	1,386	19,963
海水プール				56	10	52	1,159	2,891	209	60	19	0	0	0	0	4,456
開所日数				26	23	26	29	28	25	25	24	23	23	23	26	301

※4～5月について、冷暖房改修工事のため宿泊棟B・C棟の利用制限を行ったことにより、前年度に比べて利用者数が減少している。

46,380

■平成28年度

区分				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
宿泊棟	利用者数計（人）			1,931	1,454	1,738	3,338	3,554	1,894	1,601	819	170	452	194	637	17,782
	宿泊	減主	0	0	116	67	46	174	32	26	69	0	35	0	565	
		免催	6	2	277	603	48	9	16	2	0	0	1	0	964	
		減免														
		有料	1,176	751	568	1,236	1,960	897	862	469	16	226	61	421	8,643	
	滞在最終日加算			749	701	777	1,432	1,500	814	691	322	85	226	97	216	7,610
キャンプ施設	利用者数計（人）			0	331	788	692	2,210	908	742	0	0	0	0	133	5,804
	宿泊	減主	0	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	0	54	
		免催	0	0	4	2	1	6	5	0	0	0	0	0	18	
		減免														
		有料	0	201	390	290	1,349	448	366	0	0	0	0	88	3,132	
	滞在最終日加算			0	130	394	346	860	454	371	0	0	0	45	2,600	
日帰り				978	1,034	1,044	3,188	1,143	1,361	1,283	5,278	877	1,231	1,810	612	19,839
海水プール				9	77	71	1,334	2,568	123	55	7	0	0	0	0	4,244
開所日数				26	24	26	28	29	26	25	24	23	23	23	26	303

※カヌー期間のうち12～3月は閉鎖 / 9月はプール期間が1日から10日まで、カヌー期間が11日から30日まで

47,669

事業の実施に関すること（似島臨海少年自然の家）

1 主催事業の実施状況

別添「平成30年度 主催事業実績（似島臨海少年自然の家）」参照

別添「平成29年度 主催事業実績（似島臨海少年自然の家）」参照

別添「平成28年度 主催事業実績（似島臨海少年自然の家）」参照

2 施設ボランティアの確保及び育成支援

似島臨海少年自然の家では、施設を拠点に施設ボランティアが活動しており、これまでも講座等の事業を企画・実施する際には、施設ボランティアの協力を得ながら実施してきた。施設ボランティアの協力を得ることにより、職員のみでは実施が困難な大規模な事業の実施が可能となり、また、青年の持つ感性を事業の中に取り入れることで、より魅力ある事業展開が可能になるなど、施設ボランティアの存在は、もはや利用者や施設にとっては欠くことができないものとなっている。

また、施設ボランティアに参加している青年達にとっても、青少年教育施設でのボランティア活動の経験は貴重であり、年齢や所属を越えたボランティア活動は、自らの新しい能力を見出し、交友関係を広げるなどその効用は計り知れない。

広島市では、今後も施設と施設ボランティアとの協力関係を発展的に継続させていく必要があると考えていることから、指定管理者は施設ボランティアの確保及び育成支援を行うこと。

施設ボランティア名	海賊船
結成年月日	昭和60年設立
クラブ員の構成	広島市内の大学生で構成
会員数	8名（令和元年6月現在）
活動の概要	主催事業「青年ボランティア養成宿泊研修会」をきっかけに発足。以後、似島臨海少年自然の家の主催事業の企画や運営補助、夏季臨時補助指導員などの活動により、施設の運営を支えている。また、定期的に青少年センターで研修等を行い、会員のレベルアップにも努めている。

3 地域の活性化に関する取組状況

別添「地域の活性化に関する取組状況（似島臨海少年自然の家）」参照

4 基本勤務ローテーションの例

別添「基本勤務ローテーション表（例）」参照

平成30年度 主催事業実績（似島臨海少年自然の家）

事業名	定員（人）	延参加者数（人）	趣 旨	備 考
【見直し】 ① 施設利用団体研修会	32	33	当施設を利用する小・中学校の野外活動担当者及び利用団体に、利用に関する事前説明を行なうとともに、体験学習等に対する理解を深め、指導者としての資質の向上を図る。	4/19(木) 日帰り
【見直し】 ② 家族プールカヌー体験デー	60	92	家族を対象に、海水プールでのカヌー漕艇を広く開放しカヌーへの関心を高め、施設のPRを行い、利用促進を図る。	5/3(木・祝) 日帰り
【見直し】 ③ 野外活動指導者養成セミナー	10	10	青少年の健全育成に関するボランティア活動を希望する青年に対し、自然体験活動に関わる研修等を通して、指導者の養成を行う。また、自然の家の主催事業の企画・立案・実施を通して実践の場を提供する。	5/26(土)～27(日) 1泊2日
【見直し】 ④ こども平和キャンプ	50	22	南区地域こし推進課と共催で、南区で唯一ホテルが観覧できる似島において、似島の魅力をホテルの観覧を通して触れる機会を提供する。	6/2(土)～3(日) 1泊2日
【新規】 ⑤ 似島わくわくキャンプ	24	30	似島の自然を活かした体験活動を通して、自然に関心を持たせる。また、自主性・協調性を養い、やり抜くことへの達成感を味わう。	6/16(土)～17(日) 1泊2日
【新規】 ⑥ 施設ボランティア体験講座	10	2	野外活動指導者の育成・支援の充実を図るため、施設ボランティアの体験を通じて、ボランティア活動への関心を高める機会を提供する。	6/16(土)～17(日) 1泊2日
【新規】【特色】 ⑦ 似島ホテル観覧ツアー	50	40	南区地域こし推進課と共催で、南区で唯一ホテルが観覧できる似島において、似島の魅力をホテルの観覧を通して触れる機会を提供する。	6/23(土) 日帰り
⑧ 海の日家族キャンプ	100	西日本豪雨災害のため事業中止	「海の日オープンデー」と連携し、似島の特性を活かしたプログラムを提供するとともに、家族のふれあい、交流を深める。	7/14(土)～7/15(日) 1泊2日 7/15(日)～16(月・祝) 1泊2日
【特色】 ⑨ 海の日オープンデー	1,000	西日本豪雨災害のため事業中止	海の日にあわせて市民に海水プール等の施設を広く開放し、自然の家のPRと利用促進を図る。	7/15(日) 7/16(月・祝) 日帰り
⑩ 「感動塾・みちくさ」スタッフミーティング	20×5回	45	「感動塾・みちくさ」を実施していく中で、プログラム中に気をつけることや、子どもとの関わり方を学び、本書に向けての共通認識を図る。	7月～8月
【特色ある事業】【新規】 ⑪ 平和ウォークin似島	60	8	原爆被害とかかわりの深い似島において、平和学習を実施することにより、歴史に触れるとともに、平和の尊さについて学び、平和について考える機会を提供する。	8/5(日) 日帰り
〈自主事業〉 ⑫ 感動塾「みちくさ」	56	52	身近な自然や仲間との生活を通して、未知なる物への興味・関心や感動する心を育み、物事を科学的に捉える能力や態度を養う。	8/22(水)～24(金) 2泊3日
⑬ 湯来・似島ふれあい祭り	100	西日本豪雨災害のため事業中止	似島と関わるの深い湯来町並びに、似島地区コミュニティ交流協議会、似島公民館と共催し、広く市民に、似島及び湯来の魅力をPRし、認知度の向上及び、利用促進を図る。	9/9(日) 日帰り
【見直し】 ⑭ アトピー講座&キャンプin似島	10家族(40)	14	アレルギー性皮膚疾患のある子どもを対象に、海水プールカヌーでの漕艇等を行いフレッシュするとともに、皮膚科医による講習や質疑応答等を通して、同じ悩みを持つ家族間での交流の場をもつ。	10/13(土)～10/14(日) 1泊2日
⑮ 初心者ファミリーフィッシング	100	84	釣り初心者の家族を対象に釣りのマナー向上と環境美化活動等の講習会や釣りコンテストなどを通して、自然環境への関心と家族間のコミュニケーションづくりの機会を提供する。	10月28(日) 日帰り
⑯ にのしま愛らんどフェスタ	200	1339	似島公民館と共催で、似島の特性を活かした事業や学習成果の発表など地域の学びとふれあいの集いを開催し、まちづくりの活性化を図る。	11/25(日) 日帰り
【新規】 ⑰ 家族DE投げ釣りin似島	20家族(60)	48	似島の自然を活かして、家族で「釣り」を楽しむことにより、似島の自然に触れるとともに、家族間交流や自然に対する敬愛の念を育む機会を提供する。	11/17(土)～18(日) 1泊2日
⑱ あつまれ似島	48	20	集団生活を通して自然に親しみ、自主性・協調性を養い、友愛の精神を培うとともに、自然の中で創意工夫をし、創る喜びを体験させる。	12/15(土)～16(日) 1泊2日
⑲ 家族DEグルメキャンプin似島	20家族(60)	52	似島産のカキを使用したカキ打ち、カキ料理、日本のバウムクーヘン発祥の地である当施設にて、当時のバウムクーヘンづくりを行い、似島の歴史や魅力に触れるとともに、家族及び家族間の交流を深める。	2/23(土)～24(日) 1泊2日
【新規】 ⑳ 似島独逸産のバウムクーヘン体験	60	33	日本での発祥の地であり、また戦争の歴史的背景をもとに誕生したバウムクーヘンを作る活動を通して、バウムクーヘンの歴史等を学ぶ機会を提供する。	3/3(日) 日帰り
㉑ 家族DEミモザ見学登山ツアー	30	34	似島に自生するミモザの花が咲く時期に合わせて、ミモザの花の見学ツアーを主に家族対象で行うことで、似島の自然に関心を持たせるとともに施設のPR活動につなげていく。	3/23(土) 日帰り
㉒ 施設ボランティアサークル「海賊船」の育成・支援	10×27回	157	事業の企画、実施や野外活動に必要な知識技能を習得させ、施設の事業運営のボランティアとしての活動を通して、自己を高めるための支援を行う。	通年
㉓ 「似島ホテルの里」整備事業	20×8回	209	南区地域こし推進課及び似島公民館と共催し、ホテル(ハイケボタル、ヒメボタル)の生息しやすい環境を整備する等、活動を通して、まちづくり活動の支援を行う。	通年(日帰り4回、宿泊1回)
【新規】 ㉔ バウムクーヘン誕生100周年記念PR事業	50×15回	3774	関係機関と連携して日本で最初のバウムクーヘンが似島で焼かれて100周年の節目を迎える本年度にバウムクーヘンの歴史や体験を通して当自然の家及び似島への関心を高めるとともに、認知度の向上を図る。	通年
㉕ 平和学習in似島	20×27回	1573	似島の戦争とかかわりについて、プレゼンテーション学習及び遺構巡り、慰霊碑参拝を通して平和の尊さと戦争の悲惨さについて学ぶ。	通年(日帰り・宿泊)
㉖ 特色ある海洋学習プログラム(総合学習)	20×5回	177	地元小・中学校と連携し、自然の家の特性を活かしたカヌー実習、ローボート漕艇などのプログラムを実施する。	通年
㉗ 海水プール無料開放デー	100×2回	277	海の日にあわせて市民に海水プール等の施設を広く開放し、自然の家のPRと利用促進を図る。 「海の日オープンデー」及び「湯来・似島ふれあい祭り」の代替事業	7/15(日)、7/16(月・祝)・9/9(日)
㉘ 似島平和学習	30×2回	59	施設活用事業で作成した、平和学習資料及びチラシを活用し、日露戦争から第二次世界大戦にわたる、軍事施設として利用されてきた第二施設(現似島臨海公園及び似島臨海少年自然の家)で起こった様々な出来事を歴史の流れにそって学習し、似島と戦争とかかわりについて学ぶ。ことにより、戦争の悲惨さと平和の尊さについて学ぶ。	11/8(木)・12/11(火)

平成29年度 主催事業実績（似島臨海少年自然の家）

事業名	定員（人）	延参加者数（人）	趣 旨	備 考
① 家族DEミモザ見学登山ツアー	30	20	似島に自生するミモザの花が咲く時期に合わせて、ミモザの花の見学ツアーを主に家族対象で行うことで、似島の自然に関心を持たせると共に施設のPR活動につなげていく。	3/24(土) 日帰り
② 似島アドベンチャー隊	24	9	似島の自然を活かした体験活動を通して、自然に関心を持たせる。また、自主性・協調性を養い、やり抜くことへの達成感を味わう。	11/11(土)～12(日) 1泊2日
③ あつまれ似島	48	27	集団生活を通し自然に親しみ、自主性・協調性を養い、友愛の精神を培うとともに、自然の中で創意工夫をし、創る喜びを体験させる。	12/16(土)～17(日) 1泊2日
④ 家族ブルーカヌー体験デー（春・秋）	60×2回	118	家族を対象に、海水プールでのカヌー漕艇を広く開放しカヌーへの関心を高め、施設のPRを行い、利用促進を図る。	4/23(日)・9/23(土) 日帰り
⑤ 海の日家族キャンプ	100	121	「海の日オープンデー」と連携し、似島の特性を活かしたプログラムを提供するとともに、家族のふれあい、交流を深める。	7/15(土)～16(日) 1泊2日
⑥ 【特色】 家族DEグルメキャンプin似島	20家族(60)	40	似島産のカキを使用したカキ打ち、カキ料理、日本のバウムクーヘン発祥の地である当施設にて、当時のバウムクーヘンづくりを行い、似島の歴史や魅力に触れるとともに、家族及び家族間の交流を深める。	2/17(土)～18(日) 1泊2日
⑦ 施設利用団体研修会（春・秋）	32×2回	56	当施設を利用する小・中学校の野外活動担当者及び利用団体に、利用に関する事前説明を行なうとともに、体験学習等に対する理解を深め、指導者としての資質の向上を図る。	5/11(木)・8/9(木) 日帰り
⑧ 【拡充】 野外活動指導者養成セミナー	20×3回	45	青少年の健全育成に関するボランティア活動を希望する青年に対し、自然体験活動に関わる研修等を通して、指導者の養成を行う。また、自然の家の主催事業の企画・立案・実施を通して実践の場を提供する。	5/27(土)～28(日) 1泊2日 6/17(土)～18(日) 1泊2日 7/15(土)～16(日) 1泊2日
⑨ 「感動塾・みちくさ」 スタッフミーティング	20×4回	35	「感動塾・みちくさ」を実施していく中で、プログラム中に気をつけることや、子どもとの関わり方等を学び、本書に向けての共通認識を図る。	8月～9月
⑩ 施設ボランティアサークル 「海賊船」の育成・支援	10×30回	122	事業の企画、実施や野外活動に必要な知識技能を習得させ、施設の事業運営のボランティアとしての活動を通して、自己を高めるための支援を行う。	通年
⑪ 感動塾「みちくさ」	48	台風のため中止	身近な自然や仲間との生活を通して、未知なる物への興味・関心や感動する心を育み、物事を科学的に捉える能力や態度を養う。	9/16(土)～18(月) 2泊3日
⑫ 【新規】 魔法の板「KAPLA（カブラ）」 で自由に遊ぼう！	20	210	「KAPLA（カブラ）」を使った遊びを通して、創造することの楽しさや、集団でひとつの作品を作り上げる達成感などを味わってもらい、年齢を問わず遊ぶことのできる遊びの機会の提供を図る。	7/16(日) 日帰り
⑬ 【特色】 海の日オープンデー	200	1390	海の日にあわせて市民に海水プール等の施設を広く開放し、自然の家のPRと利用促進を図る。	7/16(日) 日帰り
⑭ こども平和キャンプ	48	31	核戦争の実態を再確認するために、平和記念資料館や被爆建物などを見学するとともに、似島が果たしてきた役割をフィールドワークを通して学習させる。	6/3(土)～4(日) 1泊2日
⑮ 【新規】 【特色】 湯来・似島ふれあい祭り	100	554	似島と関わりの深い湯来町並びに、似島地区コミュニティ交流協議会、似島公民館と連携し、広く市民に、似島及び湯来の魅力をPRし、認知度の向上及び、利用促進を図る。	9/10(日) 日帰り
⑯ アトビックチャイルド キャンプ	10家族(40)	10	アレルギー性皮膚疾患のある子どもを対象に、海水プールカヌーでの漕艇等を行いリフレッシュするとともに、皮膚科医による講習や質疑応答を通して、同じ悩みを持つ家族間での交流の場をもつ。	9/30(土)～10/1(日) 1泊2日
⑰ 初心者ファミリーフィッシング	100	台風のため中止	釣り初心者の家族を対象に釣りのマナー向上と環境美化活動等の講習会や釣りコンテストなどを通し、自然環境への関心と家族間のコミュニケーションづくりの機会を提供する。	10月29日(日) 日帰り
⑱ にのしま愛ランドフェスタ	200	1111	似島公民館と共催で、似島の特性を活かした事業や学習成果の発表など地域の学びとふれあいの集いを開催し、まちづくりの活性化を図る。	11/19(日) 日帰り
⑲ 「似島ホテルの里」整備事業	20×10回	348	南区役所地域起こし推進課及び似島公民館と共催し、ホテル（ハイケボタル、ヒメボタル）の生息しやすい環境を整備する等、活動を通して、まちづくり活動の支援を行う。	通年（日帰り3回、宿泊1回）
⑳ 似島魅力PR事業（出張PR等）	50×13回	4680	関係機関と連携して、自然の家での体験活動や公民館まつりなどへの出張PR活動において、似島の特性を活かしたプログラムを体験する機会を提供し、施設の認知・関心を高め利用者の拡大を図る。	通年
㉑ 平和学習in似島	20×36回	1864	似島の戦争とのかかわりについて、プレゼンテーション学習及び遺構巡り、慰霊碑参拝を通して平和の尊さと戦争の悲惨さについて学ぶ。	通年（日帰り・宿泊）
㉒ 特色ある海洋学習プログラム（総合学習）	20×3回	90	地元小・中学校と連携し、自然の家の特性を活かしたカヌー実習、ローボート漕艇などのプログラムを実施する。	通年

平成28年度 主催事業実績（似島臨海少年自然の家）

事業名	定員（人）	延参加者数（人）	趣 旨	備 考
① 家族DEミモザ見学登山ツアー	30	48	似島に自生するミモザの花が咲く時期に合わせて、ミモザの花の見学ツアーを主に家族対象で行うことで、似島の自然に関心を持たせると共に施設のPR活動につなげていく。	4/2(土) 日帰り
② 似島チャレンジ隊	48	42	似島及び当施設の特性を活かしたプログラムを実施し、似島の魅力に気づかせるとともに、仲間と協力しあうことや、やり抜くことへの達成感を味わう。	8/3(水)～4(木) 1泊2日
③ 似島アドベンチャー隊	36	13	似島の自然を活かした体験活動を通して、自然に関心を持たせる。また、自主性・協調性を養い、やり抜くことへの達成感を味わう。	11/5(土)～6(日) 1泊2日
④ あつまれ似島	48	35	集団生活を通し自然に親しみ、自主性・協調性を養い、友愛の精神を培うとともに、自然の中で創意工夫をし、創る喜びを体験させる。	12/17(土)～18(日) 1泊2日
【特色】 ⑤ 家族プールカヌー体験デー（春・秋）	60×2回	80	家族を対象に、海水プールでのカヌー漕艇を広く開放しカヌーへの関心を高め、施設のPRを行い、利用促進を図る。	4/24(日)・9/25(日) 日帰り
⑥ 海の日家族キャンプ	100	121	「海の日オープンデー」と連携し、似島の特性を活かしたプログラムを提供するとともに、家族のふれあい、交流を深める。	7/16(土)～17(日) 1泊2日
【新規】 ⑦ 家族グルメキャンプin似島	20家族（60人）	35	似島産のカキを使用したカキ打ち、カキ料理、日本のバウムクーヘン発祥の地である当施設にて、当時のバウムクーヘンづくりを行い、似島の歴史や魅力に触れるとともに、家族及び家族間の交流を深める。	2/25(土)～26(日) 1泊2日
【見直し】 ⑧ 施設利用団体研修会（春・夏）	32人×2回	61	当施設を利用する小・中学校の野外活動担当者及び利用団体に、利用に関する事前説明を行なうとともに、体験学習等に対する理解を深め、指導者としての資質の向上を図る。	5/12(木)・8/10(水) 日帰り
⑨ 野外活動指導者養成セミナー	30×2回	13	青少年の健全育成に関するボランティア活動を希望する青年に対し、自然体験活動に関わる研修等を通して、指導者の養成を行う。また、自然の家の主催事業の企画・立案・実施を通して実践の場を提供する。	6/18(土)～19(日) 1泊2日 11/19(土)～20(日) 1泊2日
⑩ 「感動塾・みちくさ」スタッフミーティング	20×6回	70	「感動塾・みちくさ」を実施していく中で、プログラム中に気づけることや、子どもとの関わり方等を学び、本音に向けての共通認識を図る。	8月～9月
⑪ 施設ボランティアサークル「海賊船」の育成・支援	10×23回	153	事業の企画、実施や野外活動に必要な知識技能を習得させ、施設の事業運営のボランティアとしての活動を通して、自己を高めるための支援を行う。	通年
⑫ 感動塾「みちくさ」	48	56	身近な自然や仲間との生活を通して、未知なる物への興味・関心や感動する心を育み、物事を科学的に捉える能力や態度を養う。	9/17(土)～19(月) 2泊3日
【特色】 ⑬ 海の日オープンデー	200	1,132	海の日にあわせて市民に海水プール等の施設を広く開放し、自然の家のPRと利用促進を図る。	7/17(日) 日帰り
【見直し】 ⑭ こども平和キャンプ	48	28	被爆の実態を再確認するために、平和記念資料館や被爆建物などを見学するとともに、似島が果たしてきた役割をフィールドワークを通して学習させる。	6/4(土)～5(日) 1泊2日
⑮ アトミックチャイルドキャンプ	10家族（40人）	32	アレルギー性皮膚疾患のある子どもを対象に、海水プールカヌーでの漕艇等を行いリフレッシュするとともに、皮膚科医による講習や質疑応答を通して、同じ悩みを持つ家族間での交流の場をもつ。	10/1(土)～2(日) 1泊2日
⑯ 初心者ファミリーフィッシング	100	75	釣り初心者の家族を対象に釣りのマナー向上と環境美化活動等の講習会や釣りコンテストなどを通して、自然環境への関心と家族間のコミュニケーションづくりの機会を提供する。	10月30(日) 日帰り
⑰ にのしま愛らんどフェスタ	200	908	似島公民館と共催で、似島の特性を活かした事業や学習成果の発表など地域の学びとふれあいの集いを開催し、まちづくりの活性化を図る。	11/27(日) 日帰り
⑱ 「似島ホタルの里」整備事業	20×7回	176	南区役所地域起こし推進課及び似島公民館と共催し、ホタル（ヘイケボタル、ヒメボタル）の生息しやすい環境を整備する等、活動を通して、まちづくり活動の支援を行う。	4～1月（日帰り6回、宿泊1回）
⑲ 似島魅力PR事業（出張PR等）	50人×14回	4026	関係機関と連携して、自然の家での体験活動や公民館まつりなどへの出張PR活動において、似島の特性を活かしたプログラムを体験する機会を提供し、施設の認知・関心を高め利用者の拡大を図る。	通年
⑳ 特色ある海洋学習プログラム（総合学習）	20人×3回	74	地元小・中学校と連携し、自然の家の特性を活かしたカヌー実習、ローボート漕艇などのプログラムを実施する。	6/14(火)・7/1(金)・9/27(火)

地域の活性化に関する取組状況（似島臨海少年自然の家）

1 地域住民・団体・関係機関との連携策の実施状況

	事業名	関係機関・地域団体	事業内容
1	エコマラソン	RUNNING IN TOKYO 似島地区コミュニティ交流協議会	大会を通して社会的貢献や環境保護を行うマラソン。似島を開場とした「エコマラソン」を実施することで、似島の魅力を広くPRする。
2	似島ホテル観賞ツアー	南区地域起こし推進課 ニノシマボタルを育てる里人の会	南区で唯一の生息域である似島ホテル（ヒメホテル・ヘイケホテル）が美しく飛び交う様子を観賞し、似島の魅力をPRする。
3	海の日オープンデー	似島地区コミュニティ交流協議会	海水プールを広く市民に開放し、海水プールの認知度向上と来島者促進を図るとともに、似島の特産品等の販売を通して似島の魅力をPR及び利用促進を図る。
4	初心者ファミリーフィッシング	（公財）日本釣振興会中国地区支部、釣具店	海に囲まれた豊かな自然環境を活かし、似島と釣り（レジャー）の楽しさを多くの市民に体験してもらい、島へのリピート向上と利用促進を図る。
5	にのしま愛らんどフェスタ	似島公民館 似島地区コミュニティ交流協議会	楽しいイベントや体験、似島の特産を活かした軽食販売等を通して、似島の魅力をPRする。
6	家族 DE グルメキャンプ in 似島	似島のカキ業者 似島のみかん農家	似島特産のカキを使ったカキ打ち体験やカキ料理、似島のミカンを使ったジャム作りなど、似島ならではの素材を活かして似島の魅力をPRする。
7	「似島ホテルの里」整備事業	南区地域起こし推進課 ニノシマボタルを育てる里人の会	年間を通じて休耕田に生息する似島ホテルの観察・保全活動を行うことで、貴重な似島の資源を守り、似島の魅力の拡大を図る。

2 地域情報も含めた効果的なPRの実施状況

(1) 「平和学習事業」に関する広報

- ・ 当自然の家を利用する学校や団体に対して平和学習の実施を促す。
- ・ 全国の教育旅行代理店に対して、平和学習プログラムでの利用についてのちらしを送付。（全国 141 の営業所に送付）
- ・ 平和記念資料館とタイアップして、当自然の家が提供する平和学習プログラムのちらしを設置。
- ・ Web ページに似島と戦争とのかかわりを伝える内容や資料を掲載するとともに、平和学習プログラムの提供についての内容や資料を併せて掲載。
- ・ 広報紙、メールマガジン、SNS等を活用した平和学習のPR。
- ・ 地元企業等（似島汽船等）が紹介する似島情報と似島臨海少年自然の家のWebをリ

ンクでつなぎ、多くの人に似島の戦争とかかわりの歴史を知る機会を提供。

- ・ 「似島の遺構」を紹介する資料を作成し、希望者（個人・団体問わず）に無料配布。
- ・ 「平和学習動画」を作成し、指導が困難な夜間の活動における学習教材として、利用団体に貸出を行う。
- ・ マスコミ等の依頼に対しては積極的に対応し、マスコミを活用したPRを実施。

(2) 「バウムクーヘン作り体験事業」に関する広報

様々な形で実施しているバウムクーヘン作り体験の事業について、多くの団体から申し込みが得られるよう、以下のとおり広報を行っている。

- ・ 似島公民館、似島地区コミュニティ交流協議会等、島内の地域団体と連携し、依頼に応じてバウムクーヘン教室の開催や公民館祭り等のイベントでバウムクーヘン作り体験を実施し、似島及び当自然の家のPR。
- ・ 当自然の家の利用学校及び団体に対して活動計画に取り込めるよう積極的にPRする。
- ・ 似島独逸俘虜の歴史資料及びバウムクーヘンプログラムをWeb、SNS、広報紙等の情報媒体に掲載し、「バウムクーヘンのふるさと、似島」として積極的にPRする。
- ・ 地元企業等（似島汽船等）が紹介する似島情報と似島臨海少年自然の家のWebをリンクでつなぎ、多くの人にバウムクーヘンの魅力や歴史を知る機会を提供。
- ・ 関係機関と連携し、イベント等を通じて積極的にPRする。
- ・ 他の公的機関（南区地域起こし推進課・都市整備局みなと振興課・等）と連携し、積極的にPRする。
- ・ マスコミ等の依頼に対しては積極的に対応し、マスコミを活用したPRを実施。

(3) 広島市唯一の「海水プール」に関する広報

「海の日オープンデー」や「カヌー教室」などプールを活用した事業について、適切な時期に、以下のとおり広報を実施。

- ・ 無料開放日を設け、学校、社会教育施設等にチラシを配布し、市民への認知度向上とPRを行う。
- ・ 家族を対象とした参加費無料のイベントを実施し、広く市民にPRを行う。
- ・ 海水プール情報をWeb、SNS、メールマガジン、広報紙等の情報媒体を活用してPRする。
- ・ 地元企業等（似島汽船等）が紹介する似島情報と似島臨海少年自然の家のWebをリンクでつなぎ、多くの人に海水プールの魅力を発信。

(4) 「似島での登山」（安芸小富士・下高山・外方）に関する広報

似島での登山の魅力や、当施設の実施する登山イベントについて、以下のとおり広報を実施。

- ・ Webに似島での登山の魅力を掲載。
- ・ 地元企業等（似島汽船等）が紹介する似島情報と似島臨海少年自然の家のWebをリンクでつなぎ、多くの人に登山の魅力をPR。
- ・ 登山道を活用したトレイルラン等のイベントへの積極的な支援を実施。

(5) 「似島ホテル観賞ツアー」等の広報

似島ホテルの認知度向上のため、以下のとおり広報を実施。

- ・ Webに似島ホテルのリンクを貼り、PRを実施。
- ・ 南区地域起こし推進課や似島ホテル里人の会、似島公民館と連携してホテル観賞ツアーの事業を行い、似島をPR。
- ・ 「ホテル通信」等の資料を設置・配布する等、似島ホテルの認知度向上が図れるようPRを実施。

基本勤務ローテーション表（例）

区分		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	備考	
1	職名①	/	/	○	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	☑専門職員
2	職名②	★ ◇	/	/	○	○	○	○	/	/	○	★ ■	★ ◇	○	○	○	/	/	○	★ ■	★ ◇	○	/	/	○	○	○	○	★ ■	☑専門職員	
3	職名③	/	/	★ ■	★ ◇	○	○	○	○	/	/	○	★ ■	★ ◇	○	/	/	○	/	○	○	○	★ ■	★ ◇	/	/	○	○	○	○	☑専門職員
4	職名③	○	/	/	★ ■	★ ◇	○	○	/	/	○	○	○	★ ■	★ ◇	○	/	/	○	○	○	★ ■	★ ◇	/	/	○	○	○	○	○	☑専門職員
5	職名④	○	/	/	○	★ ■	★ ◇	○	/	/	○	○	○	○	★ ■	★ ◇	/	/	○	○	○	○	/	/	★ ■	★ ◇	○	○	○	○	□専門職員
6	職名④	/	/	○	○	○	★ ■	★ ◇	○	/	/	○	○	○	○	/	/	○	/	○	○	○	○	/	/	○	○	★ ■	★ ◇	○	□専門職員
7	職名⑤	/	/	A	A	A	A	A	B	/	/	B	B	B	B	/	/	A	A	A	A	A	A	/	/	A	A	A	A	□専門職員	
8	職名⑤	/	/	A	A	A	A	★ ■	★ ◇	/	/	A	A	A	A	/	/	★ ■	★ ◇	B	B	B	B	/	/	★ ■	★ ◇	A	A	□専門職員	
9	職名⑤	A	/	/	B	B	B	B	/	/	A	A	A	/	A	A	/	/	A	A	A	A	/	/	A	B	B	B	B	□専門職員	
10	職名⑥	B	/	/	A	A	A	A	/	/	★ ■	★ ◇	A	/	A	B	/	/	★ ■	★ ◇	A	A	/	/	A	A	A	★ ■	★ ◇	□専門職員	
																														□専門職員	
																														□専門職員	
	臨時職員	職員の勤務体制や利用団体数等により、勤務の割振りを行う。																									□専門職員				
計	勤務人数(午前)	4	0	4	8	8	8	8	4	0	4	8	8	6	8	4	0	4	7	8	8	8	4	0	4	8	8	8	8		
	勤務人数(午後)	5	0	5	10	10	10	10	4	0	5	9	10	8	10	5	0	5	7	9	10	10	5	0	5	10	10	10	9		
	勤務人数(夜間)	0	0	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1		
	宿直人数	0	0	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1		
	勤不日人数	5	10	5	0	0	0	0	5	10	5	0	0	2	0	5	10	5	2	0	0	0	5	10	5	0	0	0	0		

区分	印	勤務時間
早番勤務	◇	6:00～14:45
通常勤務	○	8:30～17:15
遅番勤務	■	13:00～21:45
宿直	★	21:45～6:00
A勤務	A	8:30～15:15
B勤務	B	10:30～17:15
勤不日	/	勤務を要しない日

【参考】

職名⑤の宿直勤務時の早・遅番勤務については次のとおりとする。

- (1) 6:00～12:45
- (2) 15:00～21:45

※休憩時間は、勤務の途中において1時間設定する。